



壇口區

地名。東北九縣之行政區。在大和。

望青草原下大和國也那波在舊村為
字之關守主也其山比界於下瀧下
多至一丈二丈許之處文所謂之
城周圍者亦有而主博參之方未失
考無考人稱之為清江川外

此之謂也

此之謂也

ル3
3010



埴口陵

埴口陵ハ元治九年十月、修陵ニ依大和北村内村宇三歲山、次第セテ

飯籠青草尊の御邊ナリ大和國鳥羽郡北花内村ナリ
字と三歳山ナリハミサクサイ山也署稱して御邊と
ナリナリ二丈许ツアヘ鑿丈許御社所
ナリ圓内御前ナリ方々西面ニ壇より基モナリ天
和のうち辨庄有ナリ八情言ども法事引接
神主の家と庭をもて御陵と基く壇ちし父余



ル3
3010



埴口陵

埴口陵ハ元治九年十月、修陵ニ依矣。和國爲ト御
北村内村宇三嵐山、清風せん

水五味均平蔵

飯堂有尊の御陵ナリ大和園萬那北花内村より
字三嶺山サンザイはミササギ山也墨移すて御陵と
二丈許ツカタクノ墓文許ツカタク御社所
北花内村ベニノ西面よ三壇ミタケノ塚ツカミナミと天
和のうち辨庄村ヘンノ八幡宮ハチマニノトム
神主の家と達シテ御陵と甚く壞ハラフれ矣

其形ノシノ指ハシレト宮周ニ塚ノ形ナモ塚ノ形
シ日本紀ニ冬十月

盤量天皇尊廟葬于加埴口丘陵延喜式埴墓
盤量天皇大和國高都北城東西所南北所宇戸
之烟と云々扶桑略記ニ

埴量天皇甲子歲冬十月

天皇春秋廿十又廟葬于大和國高木墳内丘陵

御陵なり延喜式ニ埴量と舉キられと日本紀ハ
埴量陵と記シテ例よりて今も埴量と記ル
又御陵等ナリば埴口と称リと傳ヨ埴内と轉
又訛リ今ハ名内と村名ナリモナリ埴口御陵ノモ
称セバナリ埴口ナリ小丘ニ據リテ御陵と造リシム
ナリテナリ大和志ニ埴量在北花荷村天和中桑山
氏殿墓建八幡神社祀セラムサ御陵のとどく

ナリマテス

姫尊の清事と延喜式よハ

飯豊白玉と載らるまじき日本紀よ

飯豊青尊と記し日本紀神代紀の注主尊
日本尊自餘日本と云ふ前書され

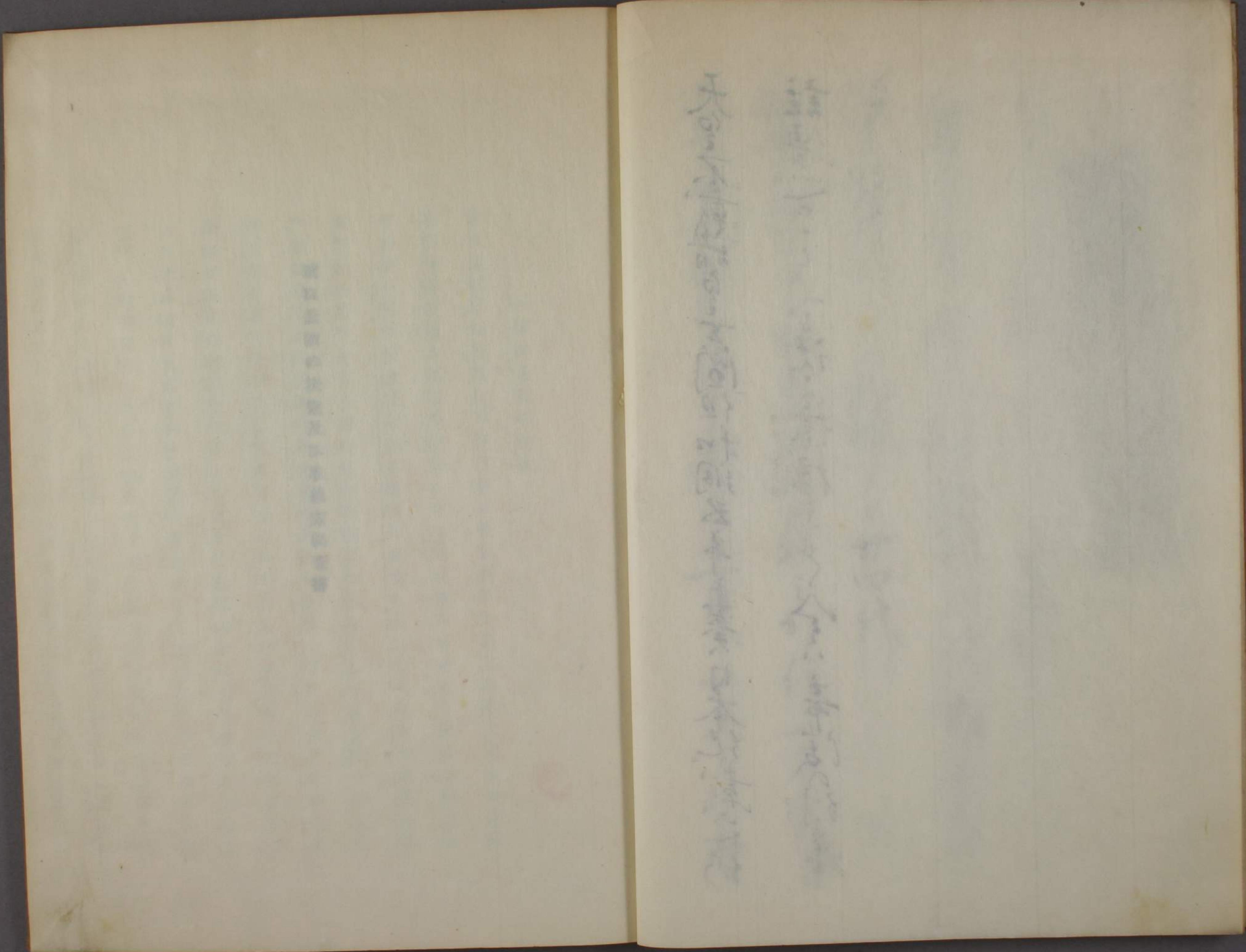
陸と書きされよ水鏡とせり代

飯豊天皇ミタマノミコト甲子の年二月始シタマツか往シテて至シテひま
御年四十又七シラタニ其年十一月シマツせまつシマツ之シテ始

天皇不載諸皇室圖和銅五年上奏日本紀載之仍

註傳ヨリモト之シテ之シテ詳シテ據根シテ今シテ帝後シテ列舉シテ

ナリマテス



埴口丘陵の決定及び取扱方調査書



一 塚口丘陵の決定

文久二年閏八月八日下野國宇都宮藩主戸田忠恕が歴代山陵の湮滅荒廢せるを歎き幕府に建議してその興復の必要なる所以を述ぶるや同月十四日幕府は忠恕を芙蓉間に召し出して「山陵御締向御普請等之御用」を命じ同時に宇都宮藩の家老にして忠恕の一族たる戸田和三郎に事重大なるを以て忠恕を扶けて専らこのことに當るべき旨を以てす。而してこは兼て孝明天皇御念の存する所にして幕府は忠恕の建言を機會として大に朝廷尊崇の實を擧げんとせしなれば直ちにその次第を奏聞する所ありて朝廷にては十月十日正親町三條實愛に十四日には野宮定功柳原光愛に尋て中山忠能萬里小路博房にも皆同じく山陵御用掛を命じ給へり。既にして幕府は戸田和三郎をして上京せしむる所あり朝廷更にこれに山陵奉行を

命じ給へり。乃ち忠能卿記に曰く

二十日十一月 戸田越前守御用掛於關東被甲付爲名代家族兼家老

戸田和三郎上京候間自禁裏右御用掛武家之奉行和三郎へ被仰

付候儀内願二十一日十一月

國々山陵荒廢ニ及多年報慮不安ニ付御修復之儀被仰立候處

去後八月遂奉御修復戸田越前守へ被甲付之旨言上有之御滿

足思召候右御請之上ハ不經年序速成就有之度被思召候頃日

越前守家族戸田和三郎上京之旨被聞食候ニ付於官家夫々御

用掛被仰付候然上ハ武邊の方奉行無之候テハ御不都合之儀

ニ被思召幸越前守家族ノ儀ニモ候へハ右戸田和三郎へ奉行

被仰付候

右之趣一紙ヲ以明日自武傳和三郎へ可被甲傳又一橋已下閣老

ヘモ以一封可被甲達尤所司代ヘモ心得ニ可被甲達殿下坊城へ
被示

地下有志之徒語合仕様伺出之儀等可取掛由於忠能亭明日和三
郎へ可甲付由伺定

翌二十二日右之文書は戸田和三郎に手交せらる。かくして同月二
十九日和三郎は諸大夫格仰付られ尋て翌文久三年正月十九日諸大
夫仰付られ二百人扶持を賜ひ二十一日には從五位下ニ絞し大和守
に任せられしが神武天皇畝傍山東北陵修補のこと先づ着手せらる
して差遣せられたり。工事は愈々五月着手せられ十二月に至りて
竣工しければその月八日柳原光愛勅使としてその奉告祭を行へり。
而してこれより歴代帝陵は相尋きて修補工事の著手を見るに至り

しがこれより先き戸田山陵奉行は起工奉告の勅使發遣につきて建白する所ありて山陵毎に勅使發遣の儀を略して山和國は神武天皇陵より山城國は天智天皇陵より河内國は應神天皇陵より和泉國は仁徳天皇陵より攝津國は繼體天皇陵より各その國內の山陵を遙拜して起工のことを奉告せられんことを以てせり。先きにいふ二月十四日畝傍山東北陵奉幣の儀は恐らく右建白の結果行はれたるものにして當時相尋きて起工せんと大和國內の山陵への奉告は建白の趣旨によりこの東北陵より行はれたるなるべし。たゞ憾むらくはこの奉幣使派遣に關する記録充分ならずしてその奉告に預り給へる山陵の名稱の明ならざることを。從つて飯豐天皇埴口丘陵起工奉告の有無につきてもたゞこれを想像に委するの外道なし。但し同陵の工事が元治元年十月より慶應元年二月に亘りその工事

請負人は治兵衛用次郎の一人にして工事費四百七拾兩餘を要した
了

ることは戸田家書類これを明示せり。

翌慶應元年三月十一日畝傍山東北陵に例幣使の發遣あるや當時既に竣工せる山陵へは勅旨によりて引續き巡檢使を派遣せられしが就中大和河内和泉攝津の諸陵へは廣橋胤保勅使となり戸田山陵奉行若江諸陵頭以下之に從ひ各陵に銀十枚を幣帛料として獻し給へり。今廣橋胤保の日記を見るに曰く

四日（三月）來十一日 神武帝奉幣使參向之畠和州諸山陵御修補出來分可巡檢去廿九日被仰出幣科廿五ヶ所御科銀十枚宛可被宛行武傳用意宣旨被示可被廻甲入

即ちこれによれば今度御修補竣工の各陵に勅命によりて遣使のことありたるは頗る明瞭なる事實にして當時巡檢の模様は胤保の日

記等に詳なり。而して飯豊天皇埴口丘陵の巡檢は正しくこの時に
行はれたり。乃ち同日記に曰く

十二日（三月）辰下刻戸田來旅館從是參向飯豊帝御陵云々予引

續參向途中高田村休息經新龍王川

飯豊帝

御廻有堀

其後御所村旅館休息 是迄凡四里余

慶應元年三月十二日勅使廣橋胤保の埴口丘陵に參向せる事實をこれによりて知るべし。而してこの勅使の御差遣はさきに天皇の御委任によりて戸田山陵奉行の調査終補せる所を御認めありてこれを御嘉納ありたる結果に外ならず。されば是歲十二月山陵百餘ヶ所の工事が全部その竣工を見るに及ひ二十七日戸田忠惣に對し左の如き賞詞を賜へり。曰く

戸田越前守

山陵御修補之僕幕府ヨリ一切委任候處同姓大和守並家來共爲致上京五畿内丹州多年荒蕪頽破殆可及廢絕百有餘所之山陵不失古制不謬眞偏亦下民無流亡移轉等ノ艱苦御修補速ニ卒業幕府誠忠之道相顯候ハ勿論當御宇ニ至リ天祐以來連綿タル皇統顯然御遵奉之道相立數千年之廢蕪一時ニ御發興御追孝莫大之御懿德林々相輝積年之報念一旦ニ被爲遂候段畢竟忠孝之道深致研窮官武之御爲厚心得候ヨリ之僕ト報感不斜御滿足思召候因之被宸賞先祖忠次エ贈從四位下宣下越前守へ勅卷御劍一振賜之候家來之者共別紙之通被下候事 別紙略之
以て報感の鮮少ならざりしことを知るべく山陵奉行戸田忠至に對しても同日同趣旨の賞詞ありて鞍置の御馬を賜ひ尋て翌年三月廿

一日忠至は本家の俸祿一万石を分ちて諸侯に列せらるゝに至れり。山陵修補始末の大要それ斯の如く特に埴口丘陵の決定につきてこれ以上史料の徵すべきものなきを憾む。然れども政治思想の未だ發達^{セツ}ざる當時のことなればその形式上に不備の點あるはまた已むを得ざる所にして特に埴口丘陵の決定につきて勅裁を仰ぎたる事實なしとするも既に神武天皇陵以下山陵の修補が天皇の觀念にて幕府はその御旨を奉じてこれを戸田忠恕に委任し忠至は更に忠恕の代理として朝廷の山陵奉行となり而してその計畫遂行せる所は勅使の差遣によりて天皇これを認め給ひ且觀感のありたることを知らば埴口丘陵は明にこれを勅裁を経たるの山陵なりと斷定し奉らざるべからざるなり。

二 埴口丘陵の取扱方

以上述べ來れる如く山陵修補のこと終りたる後戸田忠至は慶應三年十月その竣工せる山城國御陵圖一帖を圖鑄せしめ之に正僞考證書二卷を附して明治天皇の観覽に供へしがこの正僞考證之書はこれ等山陵の決定を見るにいたれる山陵奉行所調査の公文書にして大和河内和泉攝津丹波所在の山陵につきてもこの山陵圖と形式紙質裝幘等を同じくし只僅に新古の別を認め得る山陵圖一帖は前述正僞考證書と同一形式に成れる考證文二卷と共に宮内省圖書寮に現存す。而してこは恐らく孝明天皇の観覽ありたる所にしてこの考證も亦山陵奉行所調査の公文書たるなり。乃ちこの書によれば埴口丘陵は全くこれを帝陵の列に加へ奉りたるものにして明治時代に入るもこの決定の趣旨は其のまゝ繼承せられて何等の變化あ

るなくして現今に及べり。

されば明治以後に於ける埴口陵の御取扱に關する大要の事實を摘要せんに先づその帝陵としての御取扱を見るべき最も著明なるものは明治三年二月六日に發布せられたる歴代皇靈正辰祭に關する規定これなり。曰く

御歴代皇靈御正辰御祭典治定ニ付本日仲哀天皇御正辰御祭典執行

但御歴代之外春日宮御宇天皇岡宮御宇天皇崇道盡敬皇帝崇道天皇ハ不奉御玉串神功皇后ハ雖御歴代之外奉御玉串

。以下略之

乃ちこれによれば神殿に於ける歴代皇靈の正辰祭施行に關する規定は茲に初めて定められしなるが右にいふ御歴代天皇の意は同年

(祭典錄一)

同月十二日神祇官より宮内省に宛てゝ廻附せる諸陵御祭日錄と題せる公文に明にして飯豊天皇は正しくこの内に列舉せられたり。明治四年の祭祀錄所收の皇靈御祭日なる書類は各月に別ちて歴代天皇の祭日を掲げ附錄として神功皇后と追尊天皇の祭日を列舉せしが飯豊天皇は歴代天皇中に收め奉れり。尋て明治六年三月除刑罰榜問日の司法省布達によりて定めらるゝやその除刑日として列舉せられたる一項に皇靈御式年祭を加へて他の祝祭日と共に刑罰榜問の執行を止めしが右式年祭に關して明治八年三月九日司法大少丞より式部寮宛照會し三月二十日付式部頭坊城俊政より回答せる所の公文書にも飯豊天皇はこれを歴代中に列ね神功皇后は朱書して一般歴代と區別し追尊天皇式年祭はすべてこれを除刑日に加へざりき。

明治八年帝室例規類纂所收歷世天皇御崩日及諸陵御在所調書にも
飯豊天皇を歴世に加へ奉れり。またこれより先き明治五年十一月
九日太陰曆廢止のこと發布せられ太陽曆を頒布せらるゝや歴代天
皇の例祭は曆日に掲載せらるゝこととなりしが飯豊天皇例祭は明
に掲載せられたり。

然るに明治十一年六月五日春秋二期皇靈祭の創始と共に神武天皇
及び後桃園院天皇以後の天皇を除く外歴代天皇の式年祭及び例祭
はすべてこれを廢止せられ皇室祭祀令の制定後もその實施を見る
に至らずして大正元年に及ひて埴口丘陵關係の祭祀は未だこれを
行はせらるゝの機會なければ同山陵の御取扱につきて掲ぐべき近
時之例證なきはまた止むを得ざる所なり。

然れども幕末に於ける埴口丘陵の決定と明治以後に於ける歴代天
皇としての祭祀上の御取扱には何等の變化なしと云ふの外なく從
つてその御墳塋たる埴口丘陵は今日尙依然として歴代天皇陵と同
一の御取扱を受けさせらるゝものといふべきなり。

右飯豊天皇埴口丘陵之決定及び御取扱につき調査報告仕候也

大正九年四月十七日 宮内省御用掛 牧野純一

諸陵頭理學博士 山口銳之助 謹

大國の御内閣は、天皇の御内閣をもつておるが、御内閣の御内閣をもつておる。天皇の御内閣をもつておるが、御内閣の御内閣をもつておる。

